東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)								(文部科学省)		
事業名	緊急スクールカウンセラー等派遣事業			担	!当部局庁	初等中等教育局		作成責任者		
事業開始・ 終了(予定) 年度	平成23年度			ŧ	1 当課室	児童生徒課	児童生徒課長 白間 竜一郎			
会計区分	一般会計			施策名	Ⅱ-2 豊かな心の育成					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	_				する計画、 通知等	_				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア等を実施するため、被災地等へスクールカウンセラー等を緊急的に派遣し、もって被災した児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるよう、教育相談体制を整備するものである。 加えて、被災地等での新たな課題に対応するため、高校生への進路指導・就職支援を行う緊急進路指導員や、特別支援学校における外部専門家の活用を実施する。									
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	以下の者を被災地等へ派遣し、被災した児童生徒等の心のケア等を実施する。 - スクールカウンセラー - スクールカウンセラーに準ずる者 - 緊急進路指導員 - 作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医等の外部専門家									
実施方法	□直接実施 ■	■業務委託等	口補具	助	口貸付	口その他				
23年度予算額	当初	当初 第 1 次補正 3 - 3,015		第2	次補正	第3次補正	計			
(単位:百万円)	-			-		351	351		3, 366	
成果目標(アウトカム)	成果指標	単位 23年度	標値(年度)			活動指標	単位	立 23年	度活動見込	
	本事業は、東日本大震災により被災した児童生徒等を抱える自治体等に対し、スクールカウンセラー等を 緊急的に派遣する事業であることから、国が定量的な 目標を設定することには馴染まない。			(ア ※上限	舌動指標 (ウトプット) (く) 含きは予算指 環境に係る見込み	被災児童生徒等を受け 心のケアの対応が必要 る自治体等の件数	とされ 県・政			
単位当たり コスト	(23年度第一次補正 77百万円/都道府県・政令市等) 9百万円/都道府県・政令市等				算 出根拠	(23年度第一次補正予算額3,015百万円/39都道府県・政令市等) 351百万円(要求額)/39都道府県・政令市等(※) ※30都道府県+6政令市+3国立大学法人=39				
事業所管部局による点検										
項目						内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」において、被災した子ども達等の心のケア、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣、厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図ること、及び障害のある子どもの学習を支援するため外部専門家を活用することが示されており、本事業は、これらの趣旨に基づき実施するものであり、整合性はとれている。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					被災地から被災した児童生徒等に対する心のケアの重要性について、強い要望を受けているところ。また、被災地の高校生の就職環境は大変厳しい状況にあり、加えて県外就職希望の割合が昨年に比べて増加するなど、新卒者への一層の就職支援を行う必要があること等から、極めて優先度の高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					喫緊の課題であることから、国の直轄事業(委託契約)として実施する本事業の手法は、全国的に実績をあげるには最も適した効果的な手法である。 また、類似事業として「学校・家庭・地域の連携協力推進事業(スクールカウンセラー等活用事業)」があるが、当該事業の対象とは明確に区分されている。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					本事業の実施主体は都道府県等であることから、被災した児童生徒等に対して必要なスクールカウンセラー等の配置を的確に実施することが可能であり、効率的なものとなっている。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					国は、支援の必要性等を具体的に把握している自治体等に対し当該事業を委託し、委託を受けた自治体等は、必要性等を勘案したスクールカウンセラー等の配置計画等を作成し事業を実施することとしており、役割分担は明確である。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					本事業は、東日本大震災により被災した児童生徒等を対象としており、既存事業とは対象者が異なる。また、被災地等においては状況が刻一刻と変化することから、適宜自治体等に対し事業計画の提出を求めることにより、計画的な事業実施が可能である。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					ては、各自 変更を適宜	被災地等からの要望に基づき予算措置したことから、事業の実施においては、各自治体等において迅速な対応が可能である。また、事業計画の変更を適宜行い、被災地等の現状に合わせて必要な派遣が図れるよう適切に進行管理を行う。				